

新たな土地改良長期計画の策定について

令和 7 年 2 月 2 0 日

農村振興局

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

1 土地改良長期計画の位置付け

- 土地改良長期計画は、土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。
- 計画期間は、五年を一期とし、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。

土地改良法

第四条の二 農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

第四条の三 土地改良長期計画は、農業事情、国土資源の開発及び保全の状況、経済事情等に変動があったため必要があるときは、改定することができる。

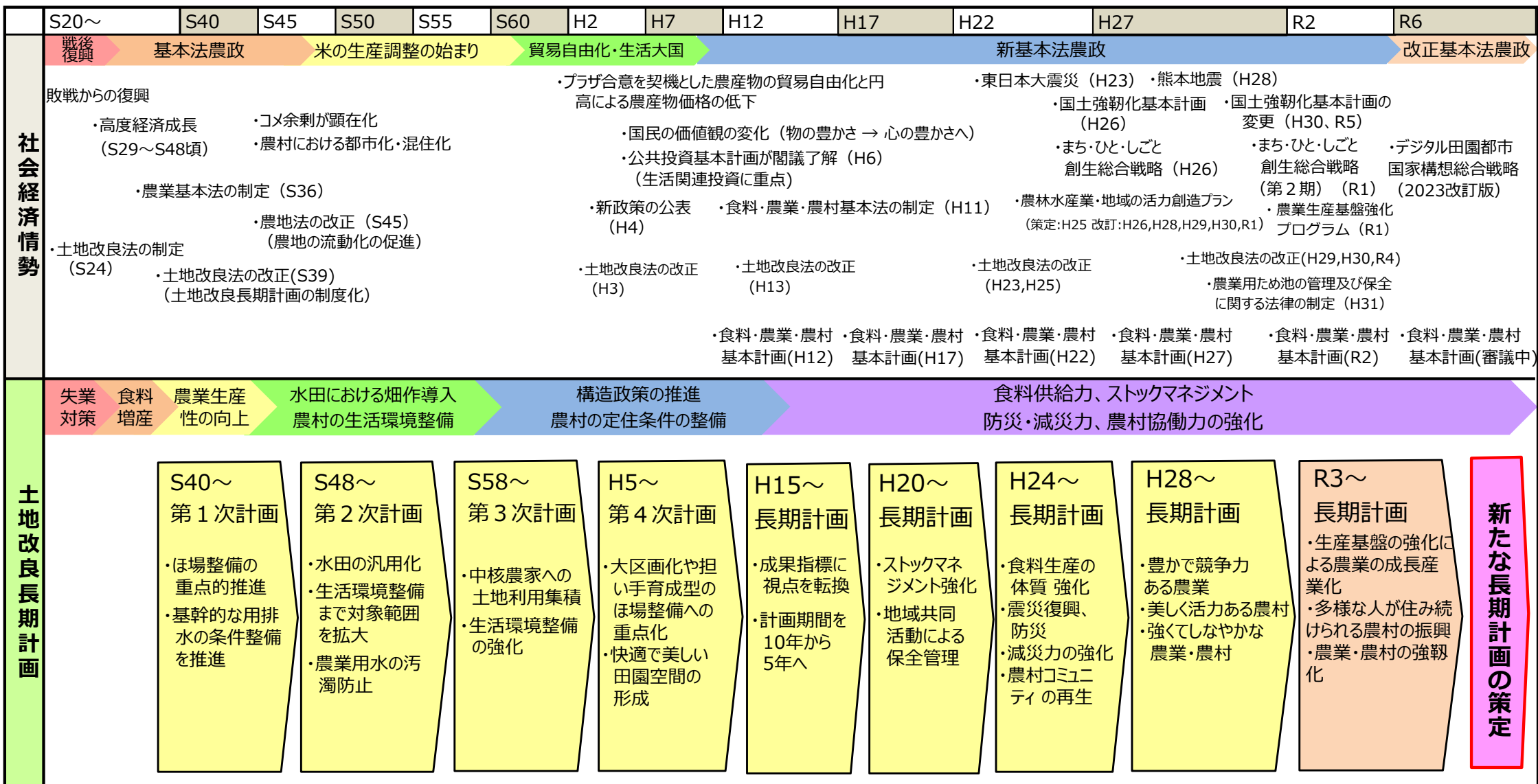
土地改良法施行令

（土地改良長期計画）

第一条の八 法第四条の二第一項の土地改良長期計画は、五年を一期として定めるものとし、その改定は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

2 土地改良長期計画の変遷

- 土地改良長期計画は、昭和40年以降、その時々¹の社会経済情勢の変化に応じて、これまで9回策定。
- 平成15年以降の長期計画については、事業量重視から成果重視に転換するとともに、時代の変化に即応した計画となるよう、計画期間を10年から5年に短縮。



3 現行土地改良長期計画の概要① (計画期間:令和3～令和7年度)

農業・農村をめぐる情勢の変化

- 新型コロナウイルス感染症の拡大
 - ・ デジタル化やオンライン化の流れ
 - ・ 都市過密、一極集中の危険性
 - ・ リモートサービスの活用
 - ・ 新しい技術を活用できる人材の不足等
 - ・ 都市と農村の往來の停滞
- Society5.0^{※1}の実現に向けた取組
 - ・ 農業のデジタルトランスフォーメーション(デジタル技術の活用による農業の変革)の推進
 - ・ スマート農業の加速化
- 農業・農村の抱える課題と農村の再評価
 - ・ 少子高齢化・人口減少による農業者の減少と農村集落機能の低下
 - ・ 農業生産基盤の脆弱化
 - ・ 田園回帰による人の流れが継続するなど農村の持つ価値や魅力の再評価
- 大規模自然災害の頻発化・激甚化
- TPP、日EU・EPA、日米貿易協定、RCEP協定等新たな国際環境
 - ・ 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
 - 2030年の農林水産物・食品の輸出額5兆円目標の達成を目指す
- SDGs(持続可能な開発目標)に対する関心の高まり

農業・農村に関わる政府の方針

食料・農業・農村基本計画

- ・ 食料自給率の向上と食料安全保障の確立、農業生産基盤整備の効率的な推進、事前防災の推進、災害対応体制の強化、農業水利施設の耐震化、ため池の適正な維持管理

国土強靱化基本計画

- ・ ハード対策とソフト対策を組合せた防災・減災対策強化、地域コミュニティ等による地域資源の保全管理

経済財政運営と改革の基本方針

- ・ インフラ老朽化対策の加速、ため池の整備、利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化、国土強靱化の取組の加速化・深化、農林水産業を成長産業にするため、土地改良事業を推進

成長戦略フォローアップ

- ・ 農地の大区画化や汎用化など農業競争力の強化、ため池や農業水利施設等の強靱化対策、スマート農業の推進

農業・農村が目指すべき姿

○ 人口減少下で持続的に発展する農業

○ 多様な人が住み続けられる農村

新しい時代が到来する中での土地改良事業

○ コロナの時代の「新たな日常」の実現

- ・ デジタル化・オンライン化の推進
- ・ 一極集中の是正、地方移住の機運増加を踏まえた田園回帰や関係人口の創出・拡大

○ Society5.0^{※1}の実現

- ・ 農業のデジタルトランスフォーメーション(デジタル技術の活用による農業の変革)の推進
- ・ スマート農業の加速化

○ SDGs(持続可能な開発目標)への貢献

- ・ SDGsの達成への貢献を通じた国民理解の醸成
- ・ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の高立をイノベーション(技術革新)で実現させる「みどりの食料システム戦略」の推進

土地改良事業の推進に当たり踏まえるべき事項

○ 中山間地域を含めた農村地域におけるスマート農業の実装

- ・ スマート農業に対応した基盤整備
- ・ 施設の保全管理の省力化・高度化

○ 農業者の高齢化・減少への対応

- ・ 農作業の省力化
- ・ 農業水利施設のストック(量と規模)適正化

○ 農業・農村の多様性への配慮

- ・ 多様な地域条件、営農形態、輸出を含む国内外の需要に応じた事業の推進
- ・ 地域資源の保全と活用

○ 防災・減災対策の強化

- ・ ハード、ソフト対策による事前防災の徹底
- ・ 農地、農業水利施設を活用した「流域治水」の取組の推進

○ 気候変動、SDGsなど地球規模の課題への対応

- ・ 気候変動への対応強化
- ・ SDGsの達成に資する取組の推進

政策課題1:

生産基盤の強化による農業の成長産業化

担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化【政策目標1】

- ・ 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図る農地の大区画化等の基盤整備の推進
- ・ 水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理や緩傾斜化等、自動走行農機・水需要の多様化に対応可能なICT(情報通信技術)水管理等によるスマート農業の推進

高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化【政策目標2】

- ・ 水田の汎用化や畑地化を推進し、野菜や果樹などの高収益作物に転換するとともに、関連施策と連携した輸出の促進。

産業政策の視点

政策課題2:

多様な人が住み続けられる農村の振興

所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出【政策目標3】

- ・ 中山間地域等の地域の特色を活かした基盤整備と生産・販売施設等の整備との一体的推進、施設等の整備を通じた省力化により多様な働き方を実現する農村の働き方改革の推進
- ・ 農業集落排水施設の省エネルギー化、集落道の強靱化、情報通信環境の整備等、農村の生活インフラを確保することにより、リモートワークや農泊などによる田園回帰や関係人口の創出・拡大の促進
- ・ 農業・農村を支える土地改良区等の多様な人材の参画による組織運営体制の強化

地域政策の視点

農村協働力

農村に定住する人々による農業関係の発展・管理を促進し形成され、農村の活力を高めるもの

政策課題3: 農業・農村の強靱化

両政策を支える視点

頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等による農業・農村の強靱化【政策目標4】

- ・ 防災重点農業用ため池に係る劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事の集中的かつ計画的な推進
- ・ 農業水利施設の耐震対策、排水機場の整備・改修及び既存ダムの洪水調節機能強化、水田の活用(田んぼダム)による流域治水の推進

ICTなどの新技術を活用した農業水利施設の戦略的保全管理と柔軟な水管理の推進【政策目標5】

- ・ ロボットやICT等も活用した施設の計画的かつ効率的な補修・更新等による戦略的な保全管理の徹底、柔軟な水管理を可能とする整備等の推進

大規模自然災害への対応

1. 東日本大震災からの復旧・復興
2. 大規模自然災害への備え

計画の円滑かつ効率的な実施に当たって必要な事項(横断的事項)

1. 土地改良区の運営体制の強化
2. 関連施策や関係団体との連携強化
3. 技術開発の促進と普及、スマート農業への対応
4. 人材の育成
5. 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
6. 国民の理解促進

※1 第5期科学技術基本計画において提唱された、情報社会(Society4.0)に続く人口知能等を活用した新たな社会

3 現行土地改良長期計画の概要② (計画期間: 令和3～令和7年度)

政策課題1 生産基盤の強化による農業の成長産業化 ～ 産業政策の視点 ～

政策目標1 担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化

○ 担い手の生産コストの削減

KPI: 基盤整備完了地区※2(水田)における担い手の米生産コストの労働費が一定程度まで低減している地区の割合 ⇒ 【約8割以上】

○ スマート農業実装の加速化

KPI: 基盤整備着手地区※2において、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を行う地区の割合 ⇒ 【約8割以上】

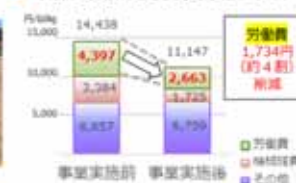
事業量: 水田の大区画化【約3.8万ha】、水田の汎用化【約8.8万ha】
畑の区画整理・排水改良【約3.3万ha】、畑地かんがい施設の整備【約1.1万ha】
地域による農地・農業用水等の保安全管理面積【約280万ha】

◆ 大区画化等による労働費の削減

■ 水田の大区画化



■ 事業実施前後の米生産コスト



◆ 自動走行農機等の導入に対応した基盤整備



政策目標2 高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化

○ 高収益作物への転換による産地収益力強化

KPI: 基盤整備完了地区※2において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合 ⇒ 【約8割以上】

〔事業量: 政策目標1と同じ〕

◆ 水田の汎用化により、輪作体系を確立 (島根県安来市)



◆ 区画整理及び畑地かんがい施設の整備により、高収益作物の作付拡大 (茨城県坂東市)



◆ 樹園地でのかんがい施設整備



地下かんがいシステムを導入し、水稲・大豆・麦・菜種などを組み合わせた輪作体系を確立。近年ではキャベツも栽培。

政策課題2 多様な人が住み続けられる農村の振興 ～ 地域政策の視点 ～

政策目標3 所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出

○ 再生可能エネルギー導入による施設の維持管理費の低減

KPI: 土地改良施設の使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーによる発電電力量の割合 ⇒ 【約4割以上】

事業量: 保全対策に着手する農道橋【約50箇所】、保全対策に着手する農道トンネル【約10箇所】、更新に着手する農業集落排水施設【約380地区】、農業水利施設を活用した小水力等発電電力量【約4,000万kWh】、地域による農地・農業用水等の保安全管理面積【約280万ha】

◆ 落差を利用した小水力発電施設 (宮城県大崎市)



発電地点 (設置前)

発電施設 (設置後)

◆ 農道橋の老朽化対策



施工前

施工後

◆ 地域共同活動による施設の保全



水路の草刈り

広域体制の下での農道の舗装

◆ 情報通信環境整備



3 現行土地改良長期計画の概要③

(計画期間: 令和3～令和7年度)

政策課題3 農業・農村の強靱化

～ 両政策を支える視点 ～

政策目標4 頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等による農業・農村の強靱化

○ 防災重点農業用ため池に係る防災対策の集中的かつ計画的な推進

KPI: 防災重点農業用ため池における防災対策着手の割合 ⇒ 【約8割以上】

○ 流域治水の推進

KPI: 田んぼダムに取り組む水田の面積 ⇒ 【約3倍以上】※3

事業量: ソフト対策を行う防災重点農業用ため池【約18,000箇所】、
防災対策に着手する防災重点農業用ため池【約37,000箇所】、
耐震対策に着手する国営造成施設【23箇所】、
各種防災事業の実施【約1,900地区】

※3 田んぼダムに適した水田は全国で約20万ha程度と推計。今後5年間でこれら水田の概ね半分まで取組を拡大させることとし、現状の取組面積(約4万ha)の約3倍以上を目標と設定

政策目標5 ICTなどの新技術を活用した農業水利施設の戦略的保全管理と柔軟な水管理

○ 農業水利施設の戦略的な保全管理の推進

KPI: 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合 ⇒ 【10割】

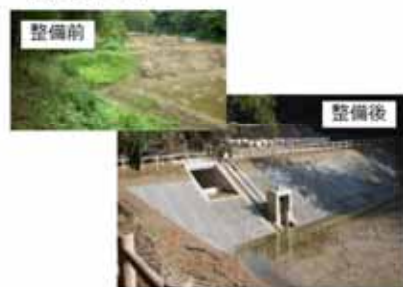
KPI: 更新事業(機能向上を伴う事業地区を除く)の着手地区※2においてストックの適正化等により維持管理費を節減※4する地区の割合 ⇒ 【10割】

事業量: 更新に着手する基幹的農業水利施設
【水路: 約1,200km】、【機場等: 約260箇所】
農業水利施設のストック適正化等に着手する地区【約150地区】

※4 施設の統廃合やエネルギー消費量の大きいポンプ場等の施設を省エネ型施設に更新する等により維持管理費を節減

◆ 防災重点農業用ため池の防災減災対策の推進

【防災工事】



優先度が高い
防災重点農業用ため池の改修

【ICTを活用した 監視・管理体制の強化】

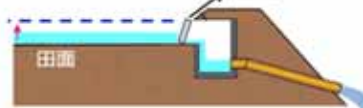


遠方監視システム導入により
ため池の状況をスマートフォン
でリアルタイムに監視可能に

◆ 水田の活用(田んぼダム)



下流域の湛水被害
リスクを低減

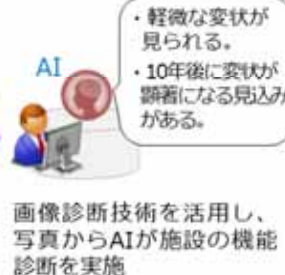


◆ AIを活用した機能診断の効率化

現状



将来予測



◆ ICTを活用した水管理システム



4 新たな土地改良長期計画の策定（地方懇談会の開催）

- 新たな「土地改良長期計画」の策定に向けて、改正基本法や新たな食料・農業・農村基本計画、土地改良法の見直しの方向性等を踏まえた内容に見直すこととし、令和7年1月より本格的な検討を開始。
- 新たな土地改良長期計画の策定に当たり、地方の現場で農業農村整備に携わっている方々の農業農村整備に対する問題意識やニーズを的確に把握する必要。
- このため、各地方の現場関係者との意見交換を行う機会を設け、現場の実情や課題等について認識を深めるとともに、意見交換を通じて得られた提案や意見を今後の審議に活かすことを目的として地方懇談会を開催。

■ 新たな土地改良長期計画の策定に向けた 検討スケジュール

時 期	主な審議事項
令和7年 1月21日	○ 第1回 農業農村振興整備部会 ・ 諮問
2月	○ 地方懇談会
3月	○ 第2回 農業農村振興整備部会 ・ 論点整理
5月	○ 第3回 農業農村振興整備部会 ・ 骨子案
6月	○ 第4回 農業農村振興整備部会 ・ 計画案とりまとめ
8月（予定）	○ 第5回 農業農村振興整備部会 ・ 答申 → 閣議決定

■ 地方懇談会開催単位

ブロック	日程
北海道	令和7年2月25日（火）
東北	令和7年2月21日（金）
関東	令和7年2月17日（月）
北陸	令和7年2月26日（水）
東海	令和7年2月14日（金）
近畿	令和7年2月20日（木）
中国四国	令和7年2月21日（金）
九州	令和7年2月28日（金）
沖縄	令和7年2月17日（月）

5 土地改良事業に関わる政府の方針

5 土地改良事業に関わる政府の方針

(1) 食料・農業・農村基本法

- 食料・農業・農村基本法の制定から四半世紀が経過する中で、世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢は大きく変化。
- このような情勢の変化等の課題に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、本年6月に改正食料・農業・農村基本法を公布・施行。

基本理念

食料安全保障の確保（第2条）

- ・国民一人一人の「食料安全保障」の確保
- ・国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄
- ・需要に応じた供給
- ・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保
- ・食料の供給能力の確保のための輸出の促進
- ・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成
- ・不測時の措置

環境と調和のとれた食料システムの確立（第3条） 多面的機能の発揮（第4条）

- ・環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮

農業の持続的な発展（第5条）

- ・望ましい農業構造の確立
- ・将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上
付加価値向上
環境負荷低減

農村の振興（第6条）

- ・地域社会の維持
- ・生産条件の整備、生活環境の整備

基本的施策

食料施策

- ① 食料・農業・農村基本計画において食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表（第17条）
- ② 幹線物流やラストワンマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応する円滑な食料の入手のための確保（食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等）（第19条）
- ③ 食品産業の持続的な発展に向けた、環境負荷低減、円滑な事業承継、先端技術の活用、海外展開（第20条）
- ④ 農産物、生産資材の安定的な輸入に向けた、官民連携による輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進（第21条）
- ⑤ 輸出促進に向けた、輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護（第22条）
- ⑥ 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進（第23条）
- ⑦ 不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施（第24条）等

農業施策

- ① 担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者も位置付け（第26条）
- ② 家族経営に加えて、農業法人の経営基盤の強化に向けた、経営者の経営管理能力向上、労働環境の整備、自己資本の充実（第27条）
- ③ 農地集積に加えて、農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用（第28条）
- ④ 防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全（第29条）
- ⑤ スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」（第30条）、
- ⑥ 6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用などによる「付加価値の向上」（第31条）、
- ⑦ 環境負荷低減に資する生産方式の導入などによる「環境負荷低減」を位置付け（第32条）
- ⑧ 人口減少下において経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進（第37条）
- ⑨ 国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等（第37条）
- ⑩ 家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応（第41条）
- ⑪ 生産資材の安定確保に向けた良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応（第42条）等

農村施策

- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進（多面的機能支払）（第44条）
- ② 農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進（第45条）
- ③ 中山間地域の振興に資する農村RMOの活動促進（第47条）
- ④ 農福連携（第46条）、鳥獣害対策（第48条）
- ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備（第49条）

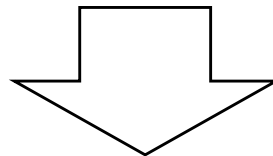
5 土地改良事業に関わる政府の方針

(1) 食料・農業・農村基本法

改正前

(農業生産の基盤の整備)

第 24 条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。



改正後

(農業生産の基盤の整備及び**保全**)

第 29 条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより農業の生産性の向上を促進するとともに、気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにするため、地域の特性に応じて、環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化及び畑地化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備及び**保全**に必要な施策を講ずるものとする。

※下線は条文の改正点

食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方

R6.6.12 食料安定供給・農林水産業
基盤強化本部資料

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成、人口減少下における土地改良の在り方**などの**関連法案**については、**令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討**。

食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等（法制化）

- ・関係者の協議による**コスト指標づくりを推進**しつつ、持続的な食料供給に必要な**合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化**
- ・食料システムの持続性の確保に向けた**食品事業者の取組促進（環境・人権、農業者との連携等）**等

令和7年中の
法案国会提出

人口減少下における農業用インフラの保全管理（土地改良法制の見直し）

- ・人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、**申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化**
- ・末端インフラの適切な保全のため、**土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進**
- ・災害リスクの増大に対応するため、**緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加**

令和7年中の
法案国会提出

環境負荷低減の取組推進

- ・農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、**環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施（令和6年度から試行実施中）**
- ・更に**先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設（令和9年度以降を想定）**
- ・消費者理解醸成に向けた**環境負荷低減の取組の見える化、J-クレジットによる民間資金の活用**等

・令和6年～
クロスコンプライアンス
実施
・令和9年目途
環境関係の交付金
の在り方見直し

食料供給困難事態への対応

- ・民間在庫を含めた**国の潜在的な食料供給確保量の把握**
- ・上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた**総合的な備蓄方針の明確化**
- ・具体的な局面を想定した**食料供給困難事態の対処方針の明確化**等

人・農地の確保

- ・令和7年3月末までの各地における**地域計画の策定**
- ・地域計画を踏まえた**担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備**
- ・令和7年中に、**食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化**等

スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革

- ・令和6年中に、**スマート農業技術の重点開発目標の設定（基本方針の策定）**
- ・農研機構の施設供用等を通じた**スタートアップ支援**
- ・リース方式、サービス事業体等を通じた**スマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進**等

法案の成立状況を踏まえて対応

令和7年中
国の基本方針策定

・令和7年3月末まで
地域計画の策定
・令和7年中
国の基本指針策定

令和6年中
国の基本方針策定

食料・農業・農村基本計画の改定

食料安全保障の強化に向けた施策の集中実施

5 土地改良事業に関わる政府の方針

(2) 国土強靱化基本法及び基本計画

- 国土強靱化については令和5年6月の基本法改正、7月の基本計画の改定を経て、新たな基本計画の下で施策をさらに進めることとしている。
- 令和6年11月に閣議決定された「新たな経済対策」において、「令和6年能登半島地震の経験も踏まえつつ、『実施中期計画』策定に係る検討を最大限加速し、早急に策定する。」と記載された。
- 現在、農林水産省では、関係省庁と連携し、「実施中期計画策定」に向けた検討を行っているところ。

国土強靱化基本法の改正（令和5年6月）

- ・国土強靱化実施中期計画の策定を新たに規定。

国土強靱化基本計画の改定（令和5年7月）

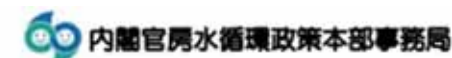
- ・これまでの防災インフラの整備・管理、ライフラインの強靱化、官民連携に加え、新たにデジタル等新技術の活用、地域における防災力の一層の強化を位置づけ。
- ・農業農村整備事業関係では、以下の施策を位置づけ、計画的に推進。

国土強靱化基本計画に位置付けられた施策（農業農村整備事業関係）

- 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水の防止
 - ・ため池の改修、農業用排水施設等の整備・改修
- 防災重点農業用ため池のハザードマップ作成
- 「田んぼダム」の取組実施
 - ・地域の共同活動支援、水田の貯留機能を向上させる農地整備
- ため池等の農業水利施設の耐震化
- 農業水利施設、農道橋等の老朽化対策・保全対策
- 農業農村整備に係る防災・減災対策
 - ・農業水利施設のGISデータ整備、農地浸水マップの作成、新技術の開発・共有
- 農業水利施設の耐災害性強化
 - ・耐震化、戦略的な維持管理・機能強化、デジタル技術を活用した遠隔監視
- 大規模災害時に速やかに復旧するための応援体制の整備
- 総合的な渇水対策の実施
 - ・節水に関する指導・助言、ポンプの貸し出し
- 地域の防災力向上に資する農山漁村の地域コミュニティの維持・活性化
 - ・農山漁村における就業の場の確保、所得の向上・雇用の増大
 - ・農村の集落機能を維持するため、農業生産基盤や農村生活環境を集約的に整備
- 国土保全、水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能の適切な発揮
 - ・野生鳥獣による農作物被害の防止対策
- 農業生産基盤や農村生活環境の集約的な整備
- 避難路や迂回路に指定された農林道等の周知
- 停電時でも稼働できる体制の構築
- 土地改良区におけるBCPの策定

(3) 水循環基本計画

新たな水循環基本計画の概要について



水循環基本計画の変更について

- 水循環基本計画は、水循環基本法(以下「法」)に基づき、水循環施策の総合的・計画的な推進を図るため策定。情勢の変化を勘案等し、おおむね5年ごとに見直し(水循環政策本部で案文を作成し、閣議決定)
 - 近年の水循環に係る情勢の変化
 - 令和6年能登半島地震では上下水道等のインフラが被災し、生活用水の確保が課題。これにより、水循環を構成する水インフラの耐震化や地下水の活用等による代替性・多重性の確保など、平常時からの備えの重要性が顕在化
 - 最適で持続可能な上下水道への再構築が求められている中、令和6年度から水道行政が国土交通省及び環境省に移管。上下水道一体での施設等再編や官民連携による事業の効率化・高度化を図ることで基盤強化の一層の推進が必要
- これら水循環をめぐる情勢の変化等を踏まえ、令和6年8月30日に計画変更(あわせて、水循環政策本部で主要施策の工程表を策定)

新たな水循環基本計画において「重点的に取り組む主な内容」

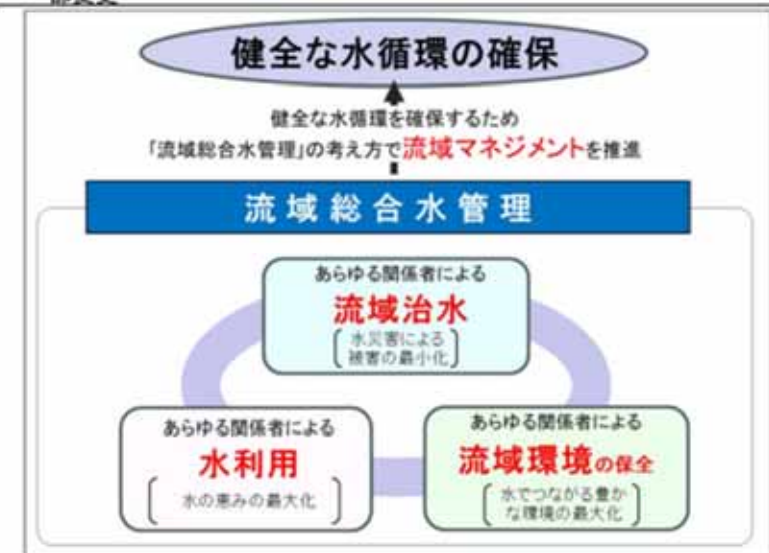
今後おおむね5年間は、主に以下の取組に重点を置いて取組を推進

1. 代替性・多重性等による安定した水供給の確保
 - ・水インフラの耐震化、早期復旧を実現する災害復旧手法の構築
 - ・非常時における地下水等の代替水源としての有効活用
 - ・災害対応上有効と認められる新技術の活用推進
2. 施設等再編や官民連携による上下水道一体での最適で持続可能な上下水道への再構築
 - ・地域の実情を踏まえた広域化や分散型システムの検討
 - ・上下水道一体のウォーターPPPを始めとした官民連携やDX導入等による事業の効率化・高度化を図ることで基盤強化を推進
3. 2050年カーボンニュートラル等に向けた地球温暖化対策の推進
 - ・流域一体でのカーボンニュートラルに向けた取組の推進
 - ・官民連携による水力発電の最大化、上下水道施設等施設配置の最適化による省エネルギー化
 - ・渇水対策や治水対策などの適応策の推進
4. 健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開
 - ・あらゆる関係者による、AIやデジタル技術などを活用した流域総合水管理を、各流域の特性を踏まえつつ、全国へ展開
 - ・地方公共団体等における流域総合水管理を踏まえた流域水循環計画策定の推進

このほか、教育・人材育成、普及啓発、技術開発、国際連携・協力などにも注力

計画変更の実績等

- 平成27年7月10日(策定)
 - 令和 2年6月16日(変更)
 - 令和 4年6月21日(一部変更※)
 - **令和 6年8月30日(変更)**
- ※ 令和3年の法改正(「地下水の適正な保全及び利用」を追加)を踏まえた一部変更



「流域総合水管理」の考え方(イメージ)

6 今後の農業農村整備の展開方向

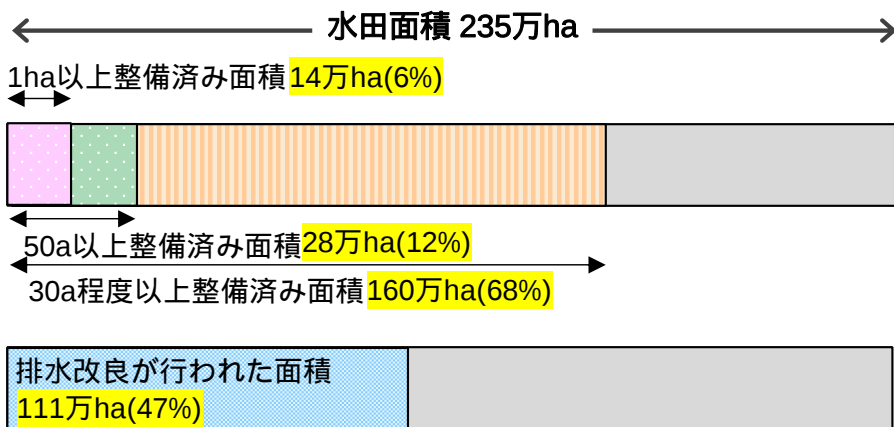
6－1 スマート農業や国内の需要等に対応した基盤整備

6-1 スマート農業や国内の需要等に対応した基盤整備

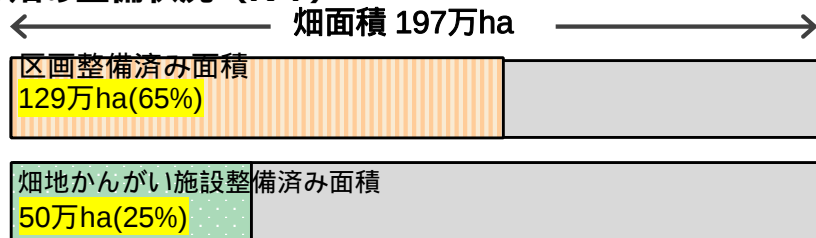
(1) 農地の整備状況

- 全国235万haの水田のうち、30a程度以上の区画に整備された面積は160万ha（68%）であり、そのうち50a以上の区画に整備された面積は28万ha（12%）、1ha以上の区画に整備された面積は14万ha（6%）。また、排水改良が行われた水田は111万ha（47%）。
- 全国197万haの畑地のうち、区画整備された面積は129万ha（65%）、かんがい施設が整備された面積は50万ha（25%）。
- 旧基本法が制定されてから約20年の間に、例えば、コメの作業別労働時間全体では38%低減したものの、畦畔の草刈りや水管理等の管理作業に係る労働時間は24%の低減に留まっている。
- 今後の農業従事者の減少も踏まえれば、未整備の農地や小規模な農地が営農上の負担になるとともに、ほ場回りの管理作業が営農上の負担となっていくおそれ。

○水田の整備状況（R4）



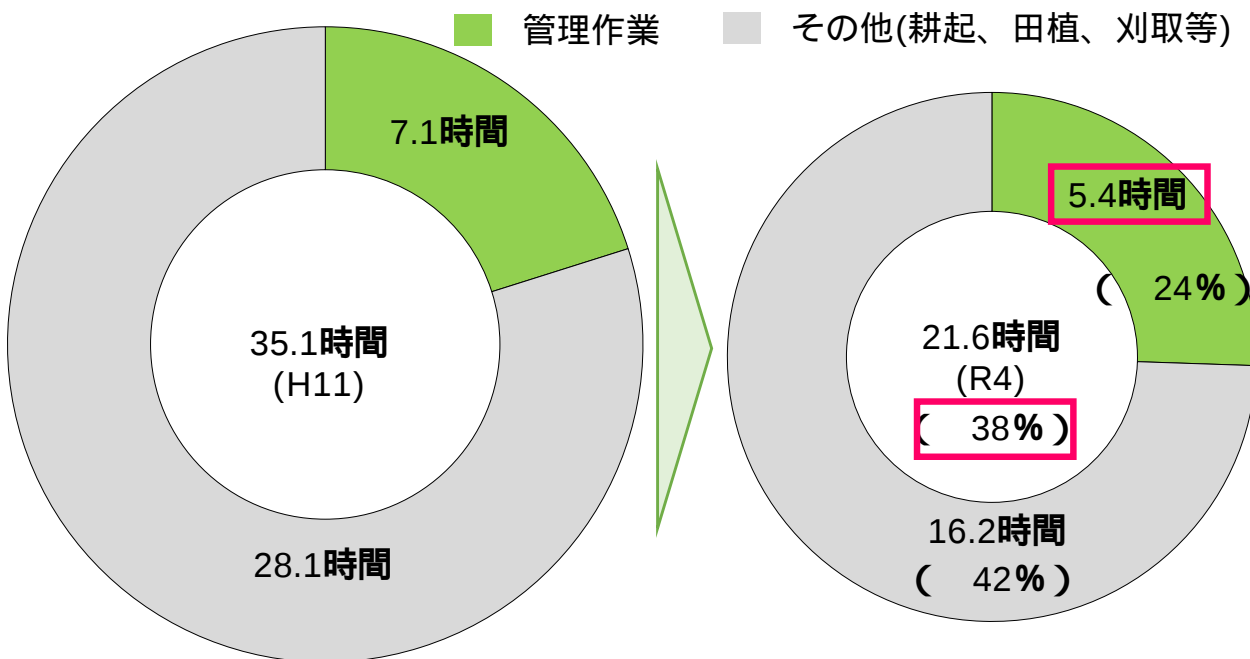
○畑の整備状況（R4）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

- 注：1)「排水改良が行われた面積」とは、30a程度以上の区画整備済みの田のうち、暗渠排水の設置等が行われ、地下水位が70cm以下かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積
- 2)「水田面積」は令和4年7月時点の田の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和4年3月末時点の数値
- 3)「畑面積」は令和4年7月時点の畑の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和4年3月末時点の数値

○稲作労働時間における草刈り等管理作業時間の割合（例）



資料：農林水産省「農業経営統計調査（令和4年、長期累年）」

- 注：1)個別経営の食用米生産における作業時間
- 2)管理作業については、けい畔の草刈り、かん水、落水、落水溝掘り、水温上昇剤散布、けい畔の小修繕、災害による小規模の水田の復旧作業、構築物に含まれない農道の改修、作柄見回りを含み、集落共同によるかん排水作業のような水利賦役に含まれるものは除く。

6-1 スマート農業や国内の需要等に対応した基盤整備

(2) 農地の整備状況

- 携帯電話のサービスエリアの居住人口カバー率※¹は99%以上であり、全国的に居住地域での電波環境は整っている状況。
- 他方、農地においては、地形条件等により電波が通じにくい場所が存在するとともに、一部または全く利用できない場所も約10万ha存在。

1 500m四方のメッシュの過半をカバーした際に、当該メッシュの人口を全人口で除したもの

○ 情報通信環境の整備状況

居住地域での電波環境は整っている状況（居住人口カバー率99%以上）

地形条件等により電波が通じにくい農地が存在

携帯電話サービス電波が一部または全く利用できない農地は、約10万ha※²

※² 地域整備課調べ



（電波が通じにくい農地の例）

- ・電波到達の縁辺部
- ・遮蔽物や高低差などの地形条件等により電波が遮断



6-1 スマート農業や国内の需要等に対応した基盤整備

(3) 今後の進め方① (スマート農業に対応するための基盤整備の推進)

- 地域計画と連携しつつ、スマート農業の導入や農地の集積・集約による効率的な営農に向けて、水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化、情報通信環境の整備等を推進。

- あわせて、営農上の負担となっている草刈りや水管理等のほ場回りの管理作業の省力化を一層推進。

- スマート農業技術等を活用した営農を進めるため、農地の大区画化や新技術の活用を促進。
- ほ場回りの管理作業へのスマート農業技術等導入に資する整備を加速化。



自動走行農機等に
対応した農地の大区画化



RTK-GNSS基準局の設置により衛星測位
データを補正し、自動走行の精度を向上



傾斜地の多い中山間地域におけるリモコ
ン草刈機の導入（法面の緩傾斜化）



水管理を省力化するための自動給水栓の設置
（広い面積を耕作する担い手や、起伏がある
中山間地域の見回り回数削減に有効）

- スマート農業の展開に当たって必要な地域において情報通信環境の整備を促進。



光ファイバ



無線基地局

- 光ファイバ
- 無線基地局。地域の取組内容に応じて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等）を選定。

(情報通信施設の活用例)

- 農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する利用
- スマート農業の実装に関する利用
- 地域活性化に関する利用

かんがい施設



ため池監視装置



自動給水栓

情報通信環境を整備した農村のイメージ



農地・農業施設



栽培データ管理



自動走行農機

6-1 スマート農業や国内の需要等に対応した基盤整備 (4) 今後の進め方②（水田の大区画化の推進）

- 水田の大区画化の推進に向けて、**農地整備事業の新規採択において、地域計画の要件化、大区画化や輸出を推進する地区への優先配慮**を行うとともに、**設計指針の新たな制定等を行う方向で検討**。

今後の検討内容

- **地域計画の実現に向け、担い手への農地集積・集約を推進**
 - ・ 農地整備事業の新規採択において地域計画を要件化する方向で検討
- **平坦地においては、1 ha以上※の大区画化を加速化するとともに、畦畔除去等の再整備を含む、更なる大区画化も推進**
傾斜地においては、地形条件を考慮し、可能な範囲での区画拡大を検討
※将来の畦畔除去により大区画化が可能となるほ区均平の整備も含む
 - ・ 農地の大区画化や省力化のためのスマート農業の導入等の新たな視点を踏まえた、土地改良事業設計指針「ほ場整備」を制定する方向で検討（令和7年度中）
 - ・ 新規採択において、平坦地では1 ha以上※区画を推進する地区を優先配慮する方向で検討
- **更なる輸出拡大に向けて、フラッグシップ輸出産地等における整備を推進**
 - ・ 新規採択において、輸出事業計画策定地域に加え、今後、フラッグシップ輸出産地に位置付けられた地区を優先配慮する方向で検討

[事例]農地の大区画化とスマート農機の導入による省力化の取組を実現
(青森県中泊町)

農地の大区画化と暗渠排水の整備

- 区画整理により標準区画1.0～1.2haの農地へ大区画化(最大3.7ha)
- 疎水材としてホタテガイ貝殻を使用した暗渠排水施工により水田を汎用化



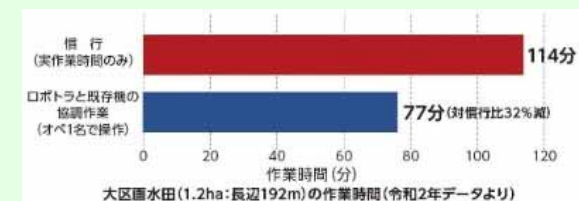
大型スマート農機の導入

- 暗渠排水により汎用化された大区画ほ場において、**大型のスマート農機の導入が実現**



スマート農機の導入による省力化

- ロボットトラクタでの協調作業により**作業時間が慣行より32%削減**



出典：津軽西北地域スマート農業実証コンソーシアム
(地独) 青森県産業技術センター農林総合研究所

6-1 スマート農業や国内の需要等に対応した基盤整備

(5) 今後の進め方③ (国内の需要等に対応するための基盤整備の推進)

○ 複合経営への転換、小麦・大豆・高収益作物等の生産拡大等のため、**水田の汎用化・畑地化、畑地整備**を推進。

水稲単作から麦・大豆のブロックローテーションを実現

青生地区（宮城県美里町）

大区画化、排水改良（排水路、暗渠排水）、農道等の基盤整備により、米と麦・大豆、高収益作物による複合経営を実現。



用排水路が未整備で排水不良や湿害が発生



水稲+麦+大豆の2年3作のブロックローテーション

畑地整備による高収益作物の生産拡大

三美地区（茨城県常陸大宮市）

区画整理により、作業効率が向上するとともに、畑地かんがい施設を整備したことで、用水を活用して高収益作物の生産を拡大。



未整備で不整形なほ場



ねぎも大型機械で収穫可能に



定植時のかん水

水田の畑地化による高収益作物への転換

平川金野地区（岡山県高梁市）

中山間地域における簡易な整備により、一部荒廃していた小区画水田を高収益作物に適した畑地に改良。基盤整備を契機に新規就農した経営体が高収益作物を栽培。



小区画な水田、荒廃農地が発生



畦畔を除去するとともに、ほ場面に緩傾斜を設け排水性を向上し、水田を畑地化



シャインマスカット



トマト

標高が高く昼夜の寒暖差が大きい中山間地域に適したシャインマスカットなど、高収益作物への転換を実現

6-1 スマート農業や国内の需要等に対応した基盤整備

(6) 課題と今後の進め方

課題

- 全国の農地のうち、50a以上の区画に整備された水田は12%、1ha以上の大区画に整備された水田は6%に留まる。また、旧基本法制定時から、例えば、コメの作業別労働時間全体は38%低減したものの、草刈りや水管理等の管理作業に係る労働時間は24%の低減に留まっている。今後の農業従事者の減少も踏まえれば、
・未整備の農地や小規模な農地が営農上の負担になるおそれ。
・ほ場回りの管理作業が営農上の負担になるおそれ。
(P15)
- 全国の農地のうち、排水改良が行われた水田は47%、かんがい施設が整備された畑地は25%となっており、複合経営への転換、小麦・大豆・高収益作物等の生産拡大を進めるに当たって支障となるおそれ。(P15)
- 携帯電波の人口カバー率は99%以上であるが、農地については、地形条件等により電波が通じにくい場所も存在。
(P16)

今後の進め方

- 自動走行農機による効率的な営農など、スマート農業等を進めやすくするための水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化等や、それによる農地の集積・集約を地域計画と連携しながら推進。これらを実現する上で、土地改良法改正により、農地中間管理機構関連事業を拡充し、当該事業を柔軟に活用 (P17、18)
- 草刈りや水管理等のほ場回りの管理作業について省力化を図るため、自動給水栓や中山間地域等におけるリモコン草刈機の導入に適した法面の緩傾斜化等、スマート農業技術等の導入に資する整備を推進。(P17)
- 輸入品の国産への転換を進め、国内の需要等に対応するため、水田の汎用化・畑地化、畑地の整備を推進。
(P19)
- 自動走行農機や自動給水栓の導入等、スマート農業の展開に必要な情報通信環境の整備を推進。(P17)

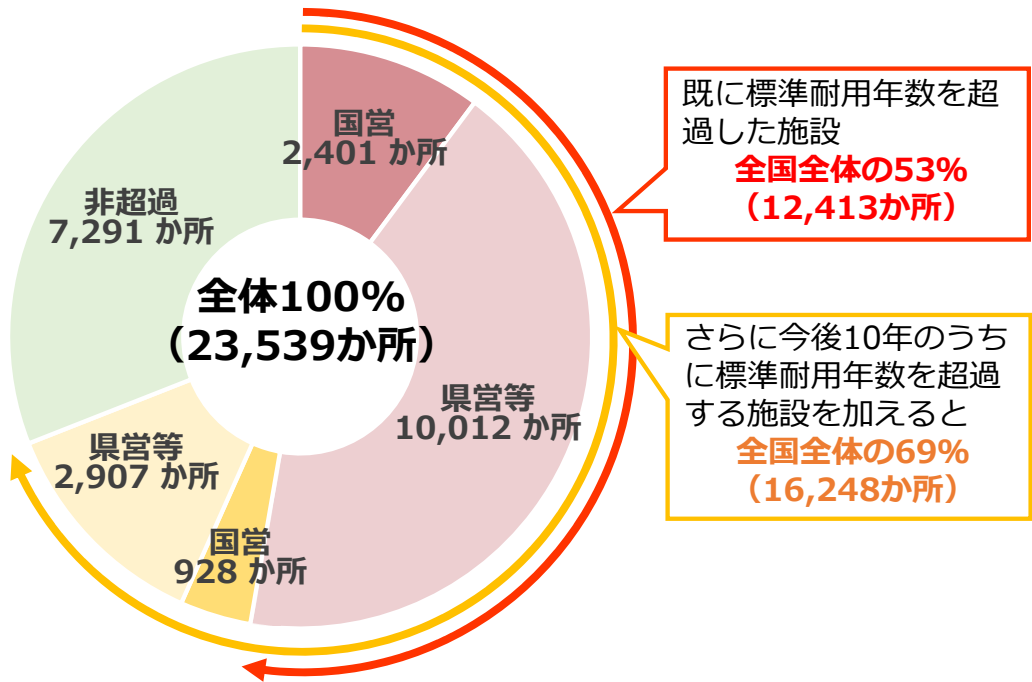
6－2 農業生産の基盤の保全管理

6-2 農業生産の基盤の保全管理

(1) 基幹的施設の老朽化状況

- 基幹的農業水利施設はその約半数が標準耐用年数を超過しているとともに、今後10年のうちに約 7 割が超過するおそれ。
- 特に、用排水機場、水門等、管理設備については、既に 7 割以上が標準耐用年数を超過している状況。

○農業用排水施設のストックと標準耐用年数超過状況（基幹的水利施設）



(令和 3 年度末、農林水産省)

注 1 : 「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。
貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

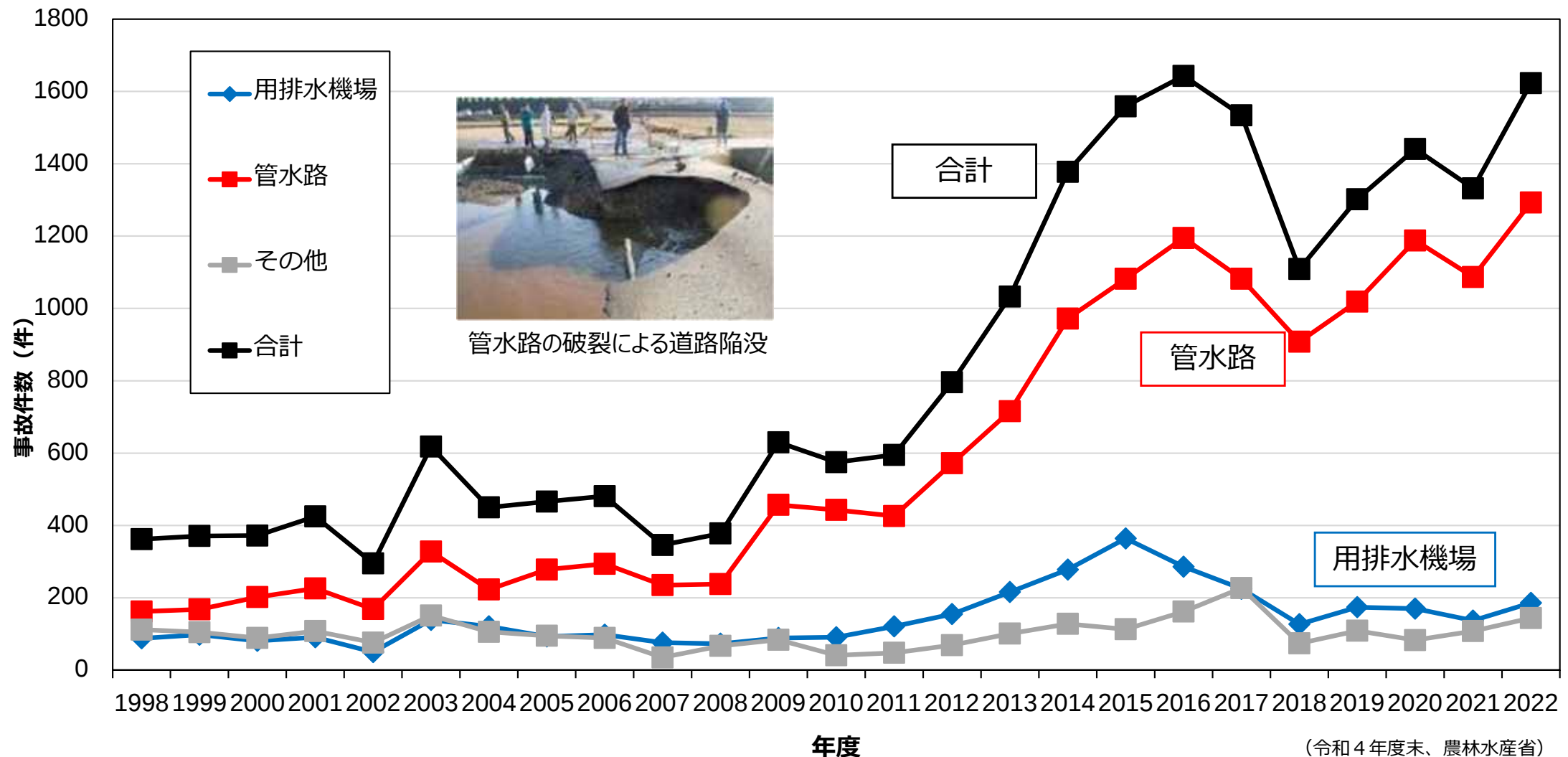
基幹的農業水利施設 施設区分	施設数 ・延長 (R4.3)	標準耐用 年数超過	
			割合
基幹的施設（箇所）	7,735	4,445	57%
貯水池	1,293	133	10%
取水堰	1,970	859	44%
用排水機場	3,016	2,365	78%
水門等	1,138	846	74%
管理設備	318	242	76%
基幹的水路（箇所）	15,804 (51,954km)	7,968 (23,832km)	50% (46%)

(令和 3 年度末、農林水産省)

注 1) 「基幹的農業水利施設」とは、農業用排水のための利用に供される施設であって、その受益面積が100ha以上のもの。
注 2) 「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。
貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

6-2 農業生産の基盤の保全管理 (2) 老朽化による突発事故の発生状況

○ 施設の老朽化の進行等により、**突発事故の発生件数は、近年増加傾向**。特に、**管水路（パイプライン）の破裂による漏水事故**などの突発事故の増加が顕著。



※用排水機場：ポンプによって河川または水路の流水を河岸、または堤防を横断して排水するために、河岸または堤防の付近に設けられる施設であって、ポンプ場とその付属施設（吐出水槽、樋門等）の総称。